

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年8月1日
担 当 課	公共施設マネジメント課 管財担当室

契約業者名・住所	N T T東日本株式会社 千葉事業部 千葉事業部長 井上 暁彦 千葉市中央区富士見一丁目12番17号 ネクストサイト千葉ビル7階
工事等の名称	松戸市本庁舎その他3箇所における固定電話通信サービスの契約更新
工事等の場所	松戸市根本387番地の5 他3箇所
種 別	通信サービス契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	単価の合計 4,916.2円（消費税及び地方消費税を除く）
工事等の概要	庁舎その他3箇所における固定電話通信サービス契約の更新
随意契約の理由	本庁舎および各拠点における固定電話通信サービスについて、上記選定業者との現契約が令和8年3月31日をもって満了することに伴い、他社への移行可能性や経費削減効果について確認したところ、既存の電話番号を継続利用できないことや、庁舎・拠点間の内線通話機能を継続できないことなどの支障があり、これにより、全担当課の番号変更に伴う住民への周知や印刷物改訂などの初期費用がかさみ、経費低減効果が得られない見込みです。 また、運用の大幅な変更を余儀なくされる上に、通信費の削減も困難であります。 以上の結果、現時点で現行の事業者と同等以上のサービスを提供できる他社が存在しないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、現事業者との随意契約を更新することといたしました。 なお、今後の他社のサービス開発や動向を継続的に注視していくため、今回の契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、次年度以降も最適な調達に向けて検討を進めてまいります。